

平成19年度

神奈川県予算に対する要望

平成18年12月

横浜市

横浜市政の推進につきましては、日頃から格別の御指導、御協力をいただき、深く感謝しております。

横浜市では、本年6月、これからの概ね20年間（2025年頃まで）を展望し、目指すべき都市像とその実現に向け、横浜を支えるすべての人々が課題を共有しながら取り組んでいくための基本的指針として、横浜市基本構想（長期ビジョン）を策定しました。

また、年内を目途に、基本構想を着実に具体化していくための5か年の実施計画である次期中期計画を策定すべく、作業を進めております。

本市ではこれまで、横浜市民のみならず広く県民の福祉や利便性の向上に寄与する事業につきましても、県の御理解を得て取り組んでまいりましたが、これらの事業の一層の推進にあたっては、これまでも増して、県の御支援が是非とも必要となります。

この要望書は、19年度予算編成に向けて、現在の県制度の改善や充実を求める事項、本市域における事業の推進に向けた御支援、御協力をお願いする事項をとりまとめております。

県におかれましても、厳しい状況にあることは承知しておりますが、この趣旨を御賢察いただき、平成19年度の予算編成にあたり、引き続き、本市に対する特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

平成18年12月

横浜市長 中田 宏

# 目 次

## 1. 制度の充実や改善に関する要望

- (1) 政令市と他の市町村との補助較差撤廃 ..... 1
- (2) 小児医療費助成制度の拡充（新規） ..... 2
- (3) 地域生活支援事業（障害者自立支援法）（新規） ..... 3
- (4) 寿地区緊急援護対策事業 ..... 4
- (5) 治安対策の強化及び生活環境の改善 ..... 5
- (6) 民間建築物吹付けアスベスト対策事業（新規） ..... 6

## 2. 事業の推進にかかる要望

- (1) 2008年サミット誘致推進事業 ..... 7
- (2) 横浜開港150周年記念事業（新規） ..... 8
- (3) 神奈川東部方面線整備事業（新規） ..... 9
- (4) 長津田台農業専用地区畑地かんがい施設整備事業及び  
恵みの里交流拠点施設整備事業（新規） ..... 10
- (5) 県施行の河川改修事業（一部新規） ..... 11
- (6) 養護学校の整備 ..... 12
- (7) 高速鉄道建設事業 ..... 13
- (8) 県市協調で進めている事業 ..... 14
  - ・市街地再開発事業等
  - ・都市基盤河川改修事業
  - ・民間鉄道駅舎垂直移動施設整備事業

1 制度の充実や改善に関する要望

番号	事業名	県所管部	説明
1-(1)	政令市と他の市町村との補助較差撤廃 (健康福祉局)	総務部	<p>県の補助事業の中には、政令市とその他の市町村とで補助率や補助対象の取扱いに、較差を設けているものがあります。</p> <p>政令市への財源対策が特に行われていないことを考慮すると、他市と同様に県民税を負担している横浜市民の理解と納得が得られるものではありません。</p> <p>つきましては、<u>これらの事業について、他の市町村との補助較差を撤廃することを強く要望します。</u></p>

(主な要望関連事業)

(1) 重度障害者医療費援助事業	①政令市 1/3(16年度から) ②中核市 8/18(17年度から) ③その他市町村 1/2(16年度から) ※昭和60年度から県補助率が縮減されるとともに、平成10年度以降は、政令市とその他市町村の補助較差が設定されている。
(2) 小児医療費助成事業	①政令市 1/4 ②その他市町村 1/3 ③財政規模100億円未満の市町村 1/2 ※平成14年度までは県内全市町村への補助率は1/2であったものが、15年度から補助較差が設定されている。
(3) ひとり親家庭等医療費助成事業	①政令市・中核市 1/3(18年度から) (経過措置：16年度45%、17年度39%) ②その他市町村 1/2 ※平成15年度までは県内全市町村への補助率は1/2であったものが、16年度から補助較差が設定されている。
(4) 介護老人保健施設整備事業	政令市・中核市 補助対象外 その他市町村 900千円/床 ※平成6年度以降、補助対象施設から除外されている。
(5) 在日外国人高齢者・障害者等福祉給付金支給事業	政令市 補助対象外 中核市 1/3 その他市町村 1/2 ※本市では平成7年度から当事業を実施しているが、平成9年度の県助成制度開始以来、補助対象外とされている。

番号	事業名	県所管部	説明
1-(2)	小児医療費助成制度の 拡充  (健康福祉局)	保健福祉 部	<p>小児医療費助成制度の拡充は、子育て支援策の重要な施策の一つとして、喫緊の課題です。このため、横浜市も、通院の対象年齢を5歳児までに拡大し、さらに、本年7月には所得制限額を児童手当の特例給付基準に緩和するなど、独自に制度の拡充を図ってきております。</p> <p>しかし、県の通院助成の対象年齢は、いまだに2歳児までにとどまるとともに、所得制限額は、保護者の加入年金により異なる公平性を欠く制度となっております。</p> <p>また、県は医療費助成制度を、将来にわたり安定的に事業が運用できるよう、19年度からの制度見直しを行うため、17年9月に「医療費助成制度見直し検討会」を設置し、検討を進めてきました。</p> <p>つきましては、<b><u>子育て支援策推進の観点から、3歳児から就学前まで県助成の対象年齢拡大を行うこと、所得制限額を児童手当の特例給付基準額に一本化すること、また、抜本的な制度見直しを早急に実施することを強く要望します。</u></b></p>

番号	事業名	県所管部	説明												
1-(3)	<p>地域生活支援事業 (健康福祉局)</p> <p>(事業費) 2, 428百万円</p> <p>県補助要望額 <u>607百万円</u></p> <p>〔補助要望額の考え方 事業費の1/4〕</p>	保健福祉部	<p>本市では、本年10月から、障害者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営めるよう、障害者自立支援法に基づき、地域生活支援事業を開始しております。</p> <p>同法においては、地域生活支援事業に対する国や県の費用負担については明確に示されておりませんが、本市では、障害者が自らの意思により、住みなれた地域で自立した生活を送れる社会づくりを推進するうえで不可欠な事業であると考えております。</p> <p>つきましては、県においても、<b><u>地域生活支援事業の補助制度を整備の上、事業を着実に推進していくための補助金の確保を要望します。</u></b></p>												
<p>※平成18年10月から、障害者自立支援法に基づき、障害者サービスは2つに区分され、実施されている。</p>															
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="268 1451 443 1496"></th> <th data-bbox="443 1451 874 1496">自立支援給付</th> <th data-bbox="874 1451 1380 1496">地域生活支援事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="268 1496 443 1572">内容</td> <td data-bbox="443 1496 874 1572">全国一律に提供されるサービス</td> <td data-bbox="874 1496 1380 1572">地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に提供されるサービス</td> </tr> <tr> <td data-bbox="268 1572 443 1702">主な事業</td> <td data-bbox="443 1572 874 1702">居宅介護 (ホームヘルプ) 短期入所 (ショートステイ) グループホーム など</td> <td data-bbox="874 1572 1380 1702">移動支援 (ガイドヘルプ) 日常生活用具貸与 など</td> </tr> <tr> <td data-bbox="268 1702 443 1832">国県の負担割合</td> <td data-bbox="443 1702 874 1832">国1/2、県1/4【義務的経費】</td> <td data-bbox="874 1702 1380 1832">国1/2以内、県1/4以内【裁量的経費】</td> </tr> </tbody> </table>					自立支援給付	地域生活支援事業	内容	全国一律に提供されるサービス	地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に提供されるサービス	主な事業	居宅介護 (ホームヘルプ) 短期入所 (ショートステイ) グループホーム など	移動支援 (ガイドヘルプ) 日常生活用具貸与 など	国県の負担割合	国1/2、県1/4【義務的経費】	国1/2以内、県1/4以内【裁量的経費】
	自立支援給付	地域生活支援事業													
内容	全国一律に提供されるサービス	地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に提供されるサービス													
主な事業	居宅介護 (ホームヘルプ) 短期入所 (ショートステイ) グループホーム など	移動支援 (ガイドヘルプ) 日常生活用具貸与 など													
国県の負担割合	国1/2、県1/4【義務的経費】	国1/2以内、県1/4以内【裁量的経費】													

番号	事業名	県所管部	説明
1-(4)	<p>寿地区緊急援護対策事業 (健康福祉局)</p> <p>(事業費) 321百万円 (うち国費6百万円)</p> <p>県補助要望額 <u>158百万円</u></p> <p>〔補助要望額の考え方 事業費に占める本市 負担の1/2〕</p>	<p>保健福祉部 商工労働部</p>	<p>本市では、ホームレスの自立を支援するために、寿地区緊急援護対策事業を実施しています。</p> <p>平成15年に国が行った「ホームレスの実態に関する全国調査」において、多くのホームレスが仕事に就くことを望んでおり、ホームレスの自立の促進には、労働施策の充実が不可欠であることが明らかになっています。</p> <p>この調査では、神奈川県は全国で4番目にホームレスの多い地域であることも明らかになっています。</p> <p>県内の多くのホームレスの自立を支援するためには、ホームレスを対象とした実効性のある雇用対策を早急に実施することが必要です。</p> <p>本事業では、ホームレス等に対し、食券・宿泊券を支給し、その就労の支援も行っています。一般的な雇用対策は県において実施されていますが、ホームレス等に対しては、より実効性のある雇用対策の早急な実施が必要であり、これが実施されるまでの間は、本事業に対する県の応分の負担が必要不可欠です。</p> <p>つきましては、<b><u>本事業に対する財政援助の早急な実施について、強く要望します。</u></b></p>

番号	事業名	県所管部	説明
1-(5)	治安対策の強化及び生活環境の改善 (中区、西区、安全管理局、都市経営局)	県警本部 安全防災局	<p>横浜市では、平成17年に刑法犯認知件数が減少したとはいえ、県下では、子どもを狙った凶悪事件や地下道での殺人事件などが発生し、市民はいまだ犯罪に対する不安感を払拭できておりません。</p> <p>このような状況を踏まえ、横浜市では、「よこはま安全・安心プラン」を基に、地域、所轄署等とともに、まちの防犯力向上をめざし、施策を推進しております。</p> <p>中区黄金町・日ノ出町地区では、県警によるバイバイ作戦をはじめ、地元の関係者の努力と県市の協調した取組により、生活環境の改善が進みつつありますが、一方で、現在閉鎖中の違法な飲食店の営業再開が危惧され、予断を許さない状況にあります。</p> <p>そこで、神奈川県においては、「犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例」に基づき取組を推進されているところですが、黄金町・日ノ出町地区、横浜駅西口地区などの繁華街対策の継続並びに地下道など犯罪危険箇所のパトロール強化など、<b><u>治安対策、防犯、生活環境の改善に向けた施策・体制の拡充を要望します。</u></b></p>

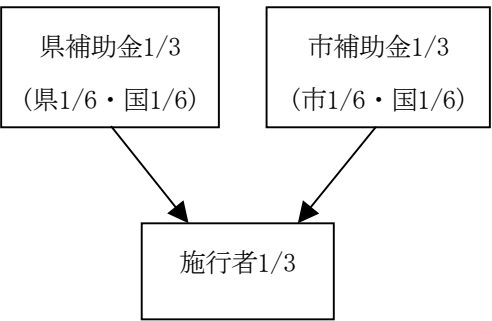
本市における犯罪発生状況等

(各年1～12月)

	12年	13年	14年	15年	16年	17年
刑法犯認知件数	67,620	70,171	72,094	72,659	74,667	54,902
検挙件数	17,982	14,427	13,975	16,443	18,955	19,730
検挙率	26.6%	20.6%	19.4%	22.6%	25.3%	35.9%
警察官数(本部職員を除く・横浜地域)	3,800	3,918	3,970	4,033	4,032	4,112

※警察官数は各年の4月1日現在



番号	事業名	県所管部	説明
1-(6)	<p>民間建築物吹付けアスベスト対策事業 (まちづくり調整局)</p> <p>(事業費) 90百万円</p> <p>県補助要望額 <u>30百万円</u></p> <p>補助要望額の考え方 ・ 県市協調補助 (国1/3, 県1/6, 市1/6, 施行者1/3)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>【補助制度の負担割合】</p>  <pre> graph TD     A["県補助金1/3 (県1/6・国1/6)"] --&gt; C["施行者1/3"]     B["市補助金1/3 (市1/6・国1/6)"] --&gt; C </pre> </div>	県土整備部	<p>本市では、市民の安全、安心を確保するため、多数のものが利用する民間建築物で露出して施工されている吹付けアスベストの除去等に関して、国庫補助要綱（優良建築物等整備事業制度要綱[アスベスト改修型]：平成18年2月創設）に基づく補助制度を、平成18年8月に創設しました。</p> <p>一方、県においても、アスベストによる県民の健康被害の拡大防止を図り、不安を解消するために、県市協調して事業を推進することが効果的であると考えられるため、積極的にアスベスト除去対策を講じていただきたいと考えます。</p> <p>つきましては、事業の促進を図るため、<b><u>国庫補助制度に基づく地方公共団体の負担分について、県市協調補助方式による所要額の確保を要望します。</u></b></p>

## 2 事業の推進にかかる要望

番号	事業名	県所管部	説明
2-(1)	2008年サミット誘致推進事業 (開港150周年・ 創造都市事業本部)	企画部 県警本部	<p>2008年は、横浜・新潟・函館・神戸・長崎の開港が定められた「安政の5カ国条約」締結から150年の節目です。この年に日本で開催される主要国首脳会議（サミット）を開港都市である横浜・新潟で開催することは、日本近代化の意味を全国民が共有し、新たな国際関係を構築する契機となる点で大きな意義があります。</p> <p>サミットの開催は、国内外からの多くの来街者による直接的な経済効果だけでなく、世界的な報道による知名度の向上、都市のイメージが高まることによる企業誘致やコンベンション誘致における優位性の向上など、多大な効果が期待されます。</p> <p>このためサミット誘致実現に向けて、神奈川県と横浜市が協力して「2008年横浜サミット誘致推進協議会」の活動を推進しているところです。</p> <p>また、コンベンション・イベント開催時の警備に関しては、これまでも多大なるご協力をいただいておりますが、各国首脳が集うサミット開催となれば、これまで以上のご支援をお願いすることとなります。</p> <p>つきましては、<b><u>協議会の運営に関して引き続きご協力をお願いするとともに、運営経費についての応分の負担、警備等に関する予算措置を要望します。</u></b></p>

番号	事業名	県所管部	説明
2-(2)	横浜開港150周年記念事業 (開港150周年・ 創造都市事業本部)	企画部	<p>1859年に横浜は開港し、来る2009（平成21）年には、開港150周年を迎えます。</p> <p>本市は、市民・企業と協働しながら開港150周年記念事業を実施することにより、神奈川県域における観光客誘致を促進し、地域経済の活性化も図ってまいります。</p> <p>記念すべき年を3年後に控え、開港150周年記念事業の民間推進組織である「横浜開港150周年推進協議会」と連携しながら、各種記念イベント、広報宣伝活動等を展開しております。同協議会では、2009年に向けて、大規模な記念事業の確実な推進や事務の適正な執行を図るため、県の御協力をいただきながら、財団法人の設立を進めているところです。</p> <p>官民が協働しながら、記念事業を成功へと導くため、本市も同協議会が行う財団法人の設立に関して、さまざまな支援・協力を行っているところですが、県におかれましても引き続き同協議会に対する御支援・御協力をお願いいたします。</p> <p>平成19年度におきましては、<b><u>新たに設立される財団法人への県職員の派遣及び派遣職員に関する経費をお願いするとともに、出えんに関する予算措置を要望します。</u></b></p>

番号	事業名	県所管部	説明
2-(3)	<p>神奈川東部方面線整備事業（都市整備局）</p> <p>事業費（自治体補助額） 708百万円</p> <p>県補助要望額 <u>236百万円</u></p> <p>（補助要望額の考え方 都市鉄道等利便増進法に基づく地方自治体補助1/3のうち1/3）</p>	県土整備部	<p>神奈川東部方面線は、相鉄線西谷駅から横浜羽沢駅付近、新横浜駅付近を經由して、東急東横線日吉駅に至る路線であり、市西部や県央地域から新横浜、東京方面への時間短縮による利便性が向上するとともに、相鉄線沿線地域の発展にも寄与するなど、広域にわたって高い整備効果が得られ、県民・市民から早期整備が望まれています。</p> <p>本事業は、新たに施行された「都市鉄道等利便増進法」を適用し、整備主体である「鉄道運輸機構」に国と県、市が協調して事業費を補助して事業を実施することとなります。</p> <p>11月には「西谷駅～横浜羽沢駅付近間」の計画について国の認定を受け、事業化となり、また「横浜羽沢駅付近～日吉駅間」についても計画の申請がなされ、全線の事業化が見込まれております。</p> <p>つきましては、円滑な事業推進に向けて、本年度に先行して事業に着手した「西谷駅～横浜羽沢駅付近間」及び19年度当初に事業着手を予定している「横浜羽沢駅付近～日吉駅間」について、<b><u>事業者に対する補助金の確保を要望します。</u></b></p>

番号	事業名	県所管部	説明
2-(4)	<p>長津田台農業専用地区 畑地かんがい施設整備 事業 及び 恵みの里交流拠点施設 整備事業 (環境創造局)</p> <p>(事業費)</p> <p>1 畑地かんがい施設 整備事業 55百万円 県補助要望額 27.5百万円</p> <p>2 交流拠点施設整備 事業(実施設計費) 18百万円 県補助要望額 9百万円</p>	環境農政 部	<p>本市の農業は、県内で最大の農地面積と第2位の農業生産額を有し、市民生活に潤いと安らぎを与えるとともに農地全体が雨水を保水するなど浸水対策としても重要な空間として多面的な役割を果たしています。</p> <p>本市の長津田台地域は農業振興地域の農用地区域で、本年8月に農業専用地区(22ha)に指定しました。この地域では多品目多作型の野菜栽培による農業経営が展開され、全量直売により市民に新鮮な農産物の安定的な供給を行っております。そこで栽培に必要な<b>畑地かんがい施設整備を中心に生産基盤の整備をすすめるため、県事業である「農とみどりの整備事業」の補助を要望します。</b></p> <p>また、緑区・青葉区にかけての「田奈地区」では、平成11年度から本市独自施策の「恵みの里整備事業」を実施し、市民と農との交流を通じて地域農業の振興を図り、農地の保全に努めております。</p> <p>さらに、今後の市民と農との交流の促進、農体験の拡充などを図るため、同地区においてJAが実施する「恵みの里」交流拠点施設の整備について、<b>国の「元気な地域づくり交付金」の助成対象である都市農村交流施設整備事業を活用して事業費の補助をしていただきたく要望します。</b></p>

番号	事業名	県所管部	説明
2-(5)	県施行の河川改修事業 (環境創造局)	県土整備部	<p>台風や集中豪雨により市内河川が溢水し、市民の生命や財産が危険にさらされる浸水被害が依然として数多く発生しています。</p> <p>本市では、治水安全度の向上に向けて積極的に取り組んできましたが、より一層効果をあげるためには、県施行河川における取組が不可欠です。</p> <p>そこで、</p> <p>① 県が施行している<u>境川及び柏尾川</u>については、依然として治水安全度が低いため、<b><u>河川改修の促進、遊水地の早期完成等治水対策の強化を要望します。</u></b></p> <p>② <u>帷子川水系</u>につきましてもさらに治水安全度を向上させるため<b><u>改修事業の促進を要望します。</u></b></p> <p>③ <u>鶴見川</u>において横浜市交通局と共同事業で行っている<u>川和遊水地</u>についても<b><u>更なる整備促進を要望します。</u></b></p> <p>また、本市では、緑の環境を創造するため、市民・事業者・行政が協働して150万本植樹行動を行い、緑豊かな「環境行動都市ヨコハマ」の実現を目指しています。<b><u>市内を流れる県施行河川につきましても、「神奈川みどり計画」に基づき、河川用地での植樹の推進をご検討いただきたく、要望します。</u></b></p>

番号	事業名	県所管部	説明
2-(6)	養護学校の整備 (教育委員会事務局)	教育局	<p>ここ数年養護学校への就学・転入学を希望する児童生徒が増加し、県立・市立ともに養護学校の過大規模化が大きな課題となっております。</p> <p>神奈川県では、横浜南部方面養護学校(仮称)を整備し、受け入れ児童生徒数の拡大を行うこととなっておりますが、今後とも、さらに入学希望者の増加が見込まれており、養護学校が不足する見込みです。</p> <p>県の「養護学校再編整備の在り方について(最終報告)」では、横浜地域を養護学校設置の「最優先地域」と位置づけ、今後、少なくとも4校程度の養護学校を、可能な限り早期に整備する必要があるとされており、横浜地域の4つの地域別に再編整備計画が示されています。</p> <p>ついては、すみやかに<u>この4地域における具体的な設置計画を策定し、早期に具体化</u>するよう要望します。</p>

番号	事業名	県所管部	説明
2-(7)	高速鉄道建設事業 (交通局)  (事業費) 36,600百万円  県補助要望額 <u>1,900百万円</u>  (補助要望額の考え方)  中山～日吉間の建設費を基礎に、県民利用率をもとに国庫補助並みの割合で算定	県土整備部	横浜環状鉄道(中山～日吉間)は、平成13年1月に着工し、工事の進捗を図っていますが、高速鉄道は広く県民の足として利用され、経済活動の発展に寄与するものですので、 <u>県費補助金の増額について、要望します。</u>

[県補助金額の推移]

(単位:億円)

年 度	9	10	11	12～18
県補助金額 (うち中山～日吉間建設費相当分)	6 (0)	6 (2.4)	3.7 (1.5)	各 1 各 (1)



番号	事業名	県所管部	説明	
2-(8)	県市協調で進めている事業		以下の事業については、これまでも県市協調で事業を進めてきておりますが、平成19年度も引き続き、 <b>補助金の確保を要望します。</b>	
事業名	事業費 (百万円)	要望額 (百万円)	県所管部	説明
①市街地再開発事業等 (都市整備局)	4,027	1,335	県土整備部	民間活力を活用した市街地再開発事業等の促進を図るための、再開発事業等の施行者に対する補助金の確保。(新規1ヶ所、継続5ヶ所) ①上大岡C南地区、②鶴ヶ峰駅南口地区、③鶴見駅東口地区、④高島二丁目地区、⑤長津田駅北口(新規)、⑥花咲町1丁目地区
②都市基盤河川改修事業 (環境創造局)	4,998	1,666	県土整備部	本市が施行する河川改修に対する補助金の確保。
③民間鉄道駅舎垂直移動施設整備事業 (健康福祉局)	272	82	地域福祉 保健部	鉄道駅舎のエレベーター等に対する助成事業において、市内で平成19年度に計画されている全駅に対する補助金の確保。 JR：桜木町駅(2基)、新横浜駅(1基)、 長津田駅(1基) 京急：黄金町駅(1基)、南太田駅(2基) 相鉄：三ツ境駅(3基)